

「学校現場から見える子どもの貧困
～スクールソーシャルワークと
就学援助制度の視点から～」



沖繩国際大学 比嘉昌哉

はじめに

- ・大学教員
- ・社会福祉士(県副会長)
- ・沖縄県SSWr配置事業SVr
- ・恩納村教育委員会SSWr配置事業SVr
- ・日本学校SW学会理事
- ・県里親会、県発達障害者支援センター連絡協議会委員、県内某児童養護施設・保育園理事など

2

本日のプレゼンのポイント

1. 県内のスクールソーシャルワーカー配置事業のスーパーバイザーとして
2. 調査から見えてくる就学援助制度の課題
3. まとめにかえて



3

1. 県内のスクールソーシャルワーカー配置事業のスーパーバイザーとして

(1)現状

本県でも全国の2008(平成20)年度の研究事業の開始と同時にSSWrが配置されている。

現在8年目。

2015(平成27)年7月現在**48名**のSSWrが存在する(別紙①「2015年度沖縄県SSWr配置状況」参照)。学校現場で起こるさまざまな問題(不登校、行動上の問題、児童虐待、障がい等)に対し福祉(ソーシャルワーク)の視点から支援を行う。

4

(2) 課題

SSWrの専門性の確保
有資格率: 21% (=10/48)
待遇面など。

業務の特殊性: 一任職
支援する者への支援(日常業務へのバックアップ、メンタルヘルス)の必要性

5

◎別紙② 「カウンセラーら全校配置めざす～中央教育審議会 まとめ～」『朝日新聞(朝刊) [2015/07/04]』参照

SSWrやSCrを学校に必要な職員として位置づける
「チーム学校」: 教員以外の人材を充実させる

※子どもの貧困対策と併行して、それを支えるSSWr配置の課題について解決していかなければならない

6

2. 調査から見えてくる就学援助制度の課題

◎別紙③ 「給食費未納なら給食停止」『朝日新聞(朝刊) [2015/07/04]』参照

3ヶ月未納ならば7月から給食の提供を停止
「他の家庭は払っているのだから当然」
「親の責任を子どもに押しつけるのはやり過ぎ」

7

比嘉実施の調査研究(2015)より

(1) 研究目的

- ・沖縄県内全41市町村の就学援助制度(準要保護)の実態及び課題を明らかにすること
- ・経済的支援が必要な子ども及びその家庭(保護者)へきちんと支援が届きそれにより、彼らの抱える諸々の問題を軽減し、最終的には解決に導くこと

8

(2)研究方法及び倫理的配慮

- 調査の方法: 郵送によるアンケート調査
- 調査対象者(アンケート回答者): 各自治体教委において就学援助制度を主として担当している者
- 実施期間: 2014(平成26)年6~7月。
- アンケートの回収: 郵送、ファクシミリ又は電子データの3通りの方法。回収率は、87.8%(=36/41)。
- 倫理的配慮: 結果公表にあたっては各自治体が特定されないように配慮した。

9

○ 表1 就学援助率

全児童生徒(人)		受給者数(人)			就学援助率(%)		
児童(小学校)	生徒(中学校)	児童(小学校)	生徒(中学校)	児童(小学校)	生徒(中学校)	児童(小学校)	生徒(中学校)
88,610	43,550	16,593	9,736	18.7	22.4		
132,160		26,329			19.9		

○ 表2 就学援助率の市部と町村部の比較

	市部(10)	町村部(26)	全体(36)
就学援助率(%)	20.9	15.9	19.9

10

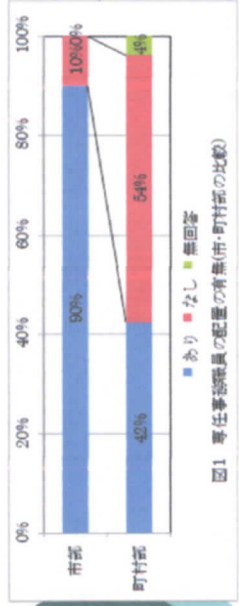


図1 専任事務職員への配慮の有無(市・町村部の比較)

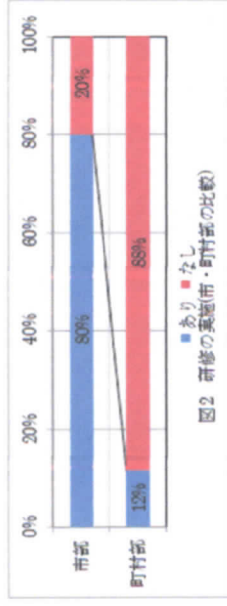


図2 研修の実施(市・町村部の比較)

11

○ 最終的に調査結果から、以下の4点を提案した。

- ① 研修の実施
研修の実施率が低いことやその対象が限定されていることが課題である。少なくとも学校事務職員や管理者に対する研修は必須とすべきで、さらに担任等教職員も対象とすること
- ② 積極的な広報
必要な家庭にサービスが届くように保護者対象の説明会を年に複数回もつこと、また気になる家庭には積極的に個別・直接的に声をかけその必要性を確認すること

12




③ **申請期限及び遡及**
行政の事務手続上一定の期間を設け受け付けることはやむを得ないといえるが、その場合でも「4～12月まで」のように比較的長期間を設定し順次受け付けるのが望ましい

④ **メガネ等代金の支給**
全国に比し沖縄県の場合、“幼稚園・小学校”段階での視力低下が進行している。ゆえに、先進事例にならない積極的に支給していくこと

13

3. まとめにかえて

○ 「**子供の貧困対策大綱**」2014(平成26)年8月
子どもの貧困に関する調査研究について積極的に取り組むことがうたわれている。国の責任はもちろんのこと、特に地方公共団体においては**地域における子どもの貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施するよう努力することが強調されている。**



本県においても、効果的な対策を練るだけのデータがまだ乏しい。

14

・就学援助

「**就学援助ポータルサイト**」を整備するなどして就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取り組みを促し各市町村の同制度の活用・充実に努めるべし。

学校現場における保護者が納めるべき**校納金(PTA会費、教材費等)の収納率や子どもの修学旅行等学校行事への参加率などの実態も明らか**にしていく必要があるだろう。

15

県の役割として


→「**県就学援助制度担当者連絡協議会**」(仮称)を開催

その中で県内市町村に対し就学援助に関する

- ① 県内・全国の**最新データ**を提供する
- ② 先進自治体の**好実践**を紹介する
- ③ 担当者らの**情報交換の場**を提供する
- ④ 担当者らに**指導・助言**を行い**積極的活用**を促すなど。

16

○ 子どもの貧困解決に向けて
 子どもの支援者・関係者の正しい理解
 子ども・保護者に寄り添う支援
 行政・民間の協働
 子どもの未来に積極的投資を！




17

○ 主な参考文献

- ・全国学校事務職員制度研究会ほか編(2012):『元気がでる就学援助の本ー子どもの学びを変えるサービスネットワークー』、かもがわ出版
- ・「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク(2013):『就学援助制度に関する調査集計結果報告(第二次報告)』
- ・保坂渉ほか(2012):『ルポ 子どもの貧困運轉』、光文社
- ・下野新聞子どもの希望取材班(2015):『子どもの中の貧困』、ポプラ新書
- ・山野剛子編著(2015):『エビデンスに基づく効果的なスクーールソーシャルワーク』、明石書房
- ・比嘉(2015):『沖縄県の就学援助制度の現状と課題ー県内市町村教育委員会へのアンケート調査を通してー』、『沖縄国際大学人間福祉研究』11(1)

ご静聴有り難うございました



18